

令和2年度 第2回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和2年5月11日（月） 午後3時			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (12人)	1番 石賀 英男	2番 丸山 環	3番 前田 正秀	4番 潮 智博
	5番 伊藤 英之	6番 村上 隆	7番 福本 正博	8番 三浦 勝美
	9番 久米 繁好	10番 中本 敏彦	11番 川崎 康晴	12番 福田 昌治
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (12人)	13番 北中 善隆	14番 遠藤 一夫	15番 井本 武夫	16番 語堂 一幸
	17番 小前 茂雄	18番 松本 芳己	19番 桑本 慎吾	20番 馬野 進
	21番 入江 敏朗	22番 澤田 光秋	23番 石賀 昭則	24番 河上 幸徳
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、係長 高塚 泰子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度第2回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p>
事務局	<p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和2年度第2回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、11番 川崎委員、2番 丸山委員をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議事に入ります。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>整理番号9番 農地の所在 琴浦町大字槻下字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,405㎡。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計面積は1,628㎡になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町外の個人で、譲渡事由は贈与になります。</p> <p>申請の内容について説明します。譲渡人の遠縁にあたる譲受人が長年除草管理されていた本件農地を、譲渡人の希望により贈与されることになったもので、農地取得後は水稻を耕作される予定です。</p> <p>以上につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>整理番号10番 農地の所在 琴浦町大字美好字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積114㎡。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計面積は366㎡になります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で、譲渡事由は売買になります。</p> <p>申請の内容について説明します。本件農地は、県外に住む譲渡人に代わり譲受人が長年除草管理されているようで、北側は墓地、南側は高低差のある駐車場、東側は譲受人の居住する家屋、西側は隣接農地と接しており、居住する家屋が隣接農地からしか進入できない構造となっています。また、譲渡人から隣接農地の耕作者に本件農地の耕作を依頼されたそうですが、断られてしまったという経緯もあり、譲受人以外には耕作が不可能な状態となっていることから申請をされたもので、農地取得後は自家菜園として野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は2筆全体で [REDACTED] 円、10aでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>譲受人は耕作面積が下限面積を下回っているため、本来であれば本件農地を取得するための資格要件を満たしていません。しかし、譲受人のほかには耕作が見込めないという立地であり、農地法施行令 第2条第3</p>

議長	<p>項第3号に定める相当の事由「位置、面積、形状等が隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること。」に該当することから、不許可の例外として許可相当と考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第4号 農用地利用集積計画についてですが、関係委員の石賀英男委員、井本委員は退席をお願いします。</p> <p>(石賀英男委員、井本委員の退席を確認)</p>
議長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号363番 土地の所在 大字三本杉字 [REDACTED]、地目 田、面積1,503㎡。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。種別・利用目的は飼料、10a当りの借賃は [REDACTED] 円、期間は令和2年5月12日から令和7年5月11日までの5年間、新規になります。</p> <p>整理番号363番から19ページの整理番号440番までの外48件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、12ページの整理番号391番から19ページの整理番号410番までの20件です。</p> <p>20ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>整理番号411番 土地の所在 大字笠見字 [REDACTED]、地目 畑、面積1,538㎡。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。種別・利用目的は飼料、10a当りの借賃は無償、期間は令和2年5月12日から令和7年5月11日までの5年間、新規になります。</p> <p>整理番号412番から28ページの整理番号439番までの外27件についてはご覧のとおりですが、整理番号420番は欠番となっています。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い</p>

	<p>手育成機構に貸し出す農地の申請は、26ページの整理番433番から28ページの整理番号439番までの7件です。</p> <p>29ページをご覧ください。所有権移転の部です</p> <p>整理番号1番 土地の所在 大字杉下字 [REDACTED]、地目 畑、面積2,213㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和2年5月29日、対価は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円。対価の支払方法は口座振込、利用目的は野菜になります。</p> <p>整理番号2番 土地の所在 大字湯坂字 [REDACTED]、地目 田、面積2,703㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和2年5月29日、対価は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円。対価の支払方法は口座振込、利用目的は飼料になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
事務局	<p>2ページの整理番号367番と、25ページの整理番号430番の利用権設定を受ける者について補足説明をさせていただきます。この法人は、琴浦町内の認定農業者の方が設立された農地所有的確法人で、この度はじめて利用権設定の申請をされましたので、現時点での経営面積は0㎡ということになっています。また今月中には、法人として認定農業者の資格も取得されるということです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
中本委員	<p>(中本委員より挙手あり)</p>
事務局	<p>26ページからの担い手育成機構の経営面積が250,195.60㎡になっていますが、この面積の根拠について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この面積の中には、農地中間管理事業で貸し出された複数の農地の中で、利用配分計画が認可されていない農地が全て含まれています。</p>
中本委員	<p>担い手育成機構から借り手に配分されれば、経営面積は減っていくということでしょうか。</p>
事務局	<p>利用配分計画が認可された段階で、農家台帳システムの手入れをして配分先である農業者の耕作面積に加える処理を行いますので、担い手育成機構の経営面積は減少することになります。</p>
中本委員	<p>琴浦町内でどのくらいの面積の農地が、農地中間管理事業に貸し出されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>今年は新型コロナウイルス感染拡大のため開催されていませんが、毎年行われている事務局職員の会議の中で、農地中間管理事業で1年間に集積された市町村ごとの面積が報告されることになっていますので、その際には改めて報告させていただきたいと思います。</p>

<p>中本委員 議長</p>	<p>分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。 (石賀英男委員、井本委員の復帰を確認) その他に移りたいと思います。4月7日に行われた農家相談の報告を 福本委員にお願いします。</p>
<p>福本委員 議長</p>	<p>(農家相談5件報告) 「琴浦町農業委員及び琴浦町農地利用最適化推進委員募集状況」について 報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(琴浦町農業委員及び琴浦町農地利用最適化推進委員募集状況について 報告)</p>
<p>議長</p>	<p>「婚活事業の中止について」説明をさせていただきます。 (婚活事業の中止について説明) こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたら お願いします。 無いようですので、以上を持ちまして、令和2年度第2回琴浦町農業 委員会総会を終了します。</p>